

第 3 9 5 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 5 年 5 月 2 9 日

5. 議事事項とその結果

第1号議案 「まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「まきえ釣り漁業許可の公示について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第3号議案 「さわらひき釣り漁業許可の公示について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第4号議案 「海区漁場計画の作成について（報告）」

内容について事務局が説明し、了承された。

6. 議事のあらまし

北尾会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名人に山本委員と山口委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

今回は令和5年度の初めての会議です。事務局に人事異動がありましたので、はじめに事務局から自己紹介をお願いします。

〔三木室長補佐ほか〕

（三木室長補佐、石田副主幹から自己紹介）

〔北尾会長〕

それでは議題に入ります。「まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について」知事から諮問が参っております。事務局より説明願います。

〔事務局（菅主任技師）〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、事務局から説明がございました。まさば及びごまさばの本県への配分については、昨年度同様、現行水準ということでございます。何かご意見ございますか。

〔小見山委員〕

香川県でサバを獲っている漁業者はいるのでしょうか。

〔大山室長補佐〕

定置網等で漁獲されているところです。

〔北尾会長〕

その他よろしいでしょうか。

（一同、意見なし。）

〔北尾会長〕

それでは意見ないようですので「適当である」旨の答申をしたいと思います。

続きまして、「まきえ釣り漁業許可の公示について」こちらも知事から諮問が参っております。事務局より説明願います。

〔事務局（秦主任）〕

（資料2に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、事務局から説明がございました。まきえ釣りの許可についてでございます。操業区域は庵治町地先海面、漁業時期は6月1日から12月31日まで、船舶の数は1統とのことです。この件につきまして、何かございますでしょうか。

(一同、意見なし。)

それでは意見ないようですので「適当である」旨の答申をしたいと思います。

続きまして、「さわらひき釣り漁業許可の公示について」について、事務局より説明願います。

〔事務局（秦主任）〕

(資料3に基づいて説明)

〔北尾会長〕

ただいま、事務局から説明がございました。操業時期は5月1日から7月31日まで、船舶の数は1統とのことです。何かございますでしょうか。

〔山本委員〕

航路筋は区域に含まれないのでしょうか。

〔秦主任〕

この許可につきましては、航路筋は区域から除かれております。

〔橋本委員〕

航路筋に少しでも入ると海保は捕まえようとしてきます。操業していると潮の流れで航路の中に入ってしまうことがあるので少し入るくらいは考慮していただけないでしょうか。

〔山本委員〕

鴨庄が持っている許可は航路に入れる許可であったかと思えます。

〔植田室長〕

さわらのひき釣りについては許可の種類が4種類ほどあり、比較的新しい許可については航路内は操業できないとして区域から除外されております。

〔橋本委員〕

組合の中で他の人に許可を譲渡する際、その許可が古い許可であった場合、譲渡後の許可では条件等の文面を削除する場合があります。男木と女木の違いはあるものの同じ組合の中での譲渡の際に許可の条件の文面が変わるのはおかしいのではないのでしょうか。

〔秦主任〕令和2年の法改正のタイミングで各漁業種類に制限措置を定めていますが、漁業を営む者の資格についても定めております。その中で東瀬戸漁協の場合は女木と男木で分けて設定しているため、女木の許可を男木の人を受けられないような状態になっています。統一化したいということであれば今後検討していくことになるかと思えます。

〔橋本委員〕

男木の許可であれば男木から東側に行けたはずですが、許可証の条件が変わり、女木の許可になると男木の東側に行けなくなってしまいます。

〔秦主任〕

たしかに女木の許可だと男木の東側に行けなくなってしまいます。

〔橋本委員〕

女木のひき釣りの許可について、従来のものは操業の時間制限はないが、新規の臨時

の許可については時間制限があります。そんなことがあるのでしょうか。

〔三木委員〕

許可の条件（３）の「日没から日の出までは、操業してはならない」は全ての許可で一緒ではないのでしょうか。

〔秦主任〕

一緒です。

〔橋本委員〕

臨時の許可の分のみ時間制限をしているということですね。

〔山本委員〕

18時にさわら流しさし網の操業が始まるので、その妨げにならないようにということ
で日没から日の出までということになったのだと記憶しております。

〔秦主任〕

どういった経緯でそのようになったかは調べてみないとお答えできないところです。

〔三木委員〕

イカナゴも日の出から日没までとなっていたかと思います。

〔柏山課長〕

同じ許可の中でもさわら流しさし網の操業の妨害をしてはならないという規定がありますので、時間については同じ海域で同じ魚種を狙っている漁業ではありますが、漁法が異なるということでそういう条件がついているところです。操業区域については、橋本委員もご存じのように、もともとの許可と新規の許可で要望を受けた中で、区域の調整を図って許可をしてきたという経緯がありますので、そういったことも踏まえながら、どのように許可を有効活用するかは組合の中でも検討いただければと思います。また、組合の分の漁業を営む者の資格についても今現在は男木と女木で分かれて許可をしてきているという状況なのでまた個別ご相談いただければと思います。

〔筒井委員〕

許可の条件について、10ページと14ページで記載が異なるので修正いただいた方がいいかと思います。

〔秦主任〕

申し訳ありません。10ページの方が正しいので修正させていただきます。

〔北尾会長〕

その他よろしいでしょうか。

（一同、意見なし。）

〔北尾会長〕

それでは意見ないようですので「適当である」旨の答申をしたいと思います。

続きまして、「海区漁場計画の作成について」事務局より説明願います。

〔事務局（石田副主幹）〕

（資料4に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、事務局から説明がございました。昨年12月、1月に事前協議ということで説明を受けたものでございます。この内容で委員会の方では問題ないとのことでした。また、この内容について、土木関係課への協議、海上保部との調整行いましたが問題な

かったということです。3月10日から4月20日まで利害関係人から意見の聴取を行いました、意見はなかったとのこと。今回異議が無ければ来月公聴会を開き、問題なければ適当である旨答申することとなります。この件につきまして、何かございますでしょうか。

〔植田室長〕

事務局から資料の修正があります。

17ページ、諮問文、2 存続期間、「(3) 共同漁業及び定置漁業」の定置漁業については5年更新のため、上の(2)に入ることとなります。修正をお願いいたします。

〔北尾会長〕

(2)が「藻類養殖業を除く第一種区画漁業及び定置漁業」、(3)が「共同漁業」に修正とのこと。間違いがございました、申し訳ございません。

その他意見ありますでしょうか。

(一同、意見なし。)

それでは意見ないようですので続きまして、「その他」について、事務局より何か準備はありますでしょうか。

〔事務局(植田室長)〕

2点ほどあります。まず1点目ですが、前回、3月20日の海区委員会にて、北野委員よりご発言のあった、いか込網の漁期前倒しの件につきまして、県からの説明が不十分であったことについてお詫び申し上げます。北野委員からは、4月20日から10日間漁期を前倒ししたいと発言があり、これに対し、参加委員から、まずは地元地区からの同意が最初であろうと意見がありました。その際、県からは、地元地区の同意が最初に必要であり、それから詳しい話があればまた聞かせてくださいと申し上げました。しかし、平成29年に中讃地区からいか込網の漁期前倒しの要望があった際は、地区の同意がとれていましたが、トラフグ資源が悪化しているということで、資源が回復しなければ漁期前倒しはできないと県から回答していたところです。現在トラフグの資源につきまして、平成29年よりも悪化しているところであり、とても漁期前倒しができる状況ではありません。前回の委員会で、北野委員から要望があった際に資源の状況的に漁期前倒しはできないとはっきりと回答しておくべきでした。海区委員会終了後、地元漁業の調整を進められていたということでご迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。

〔北野委員〕

資源状態が悪ければ致し方無いということは理解しております。そういう話が出た際は水産課から何と何は資源保護のために前倒しできないとはっきりと言うべきではないでしょうか。また、資源保護を行うというのであれば、回遊魚についてもどういった回遊を行っているのか、全国の例を調べてみるべきではないでしょうか。宮城ではたくさん獲れていると聞いております。資源は十分いるけれども、瀬戸内海へ入ってきていないというだけの可能性もあると思います。どういう形で回遊が変わっているか調べていただけないでしょうか。

〔小見山委員〕

トラフグの資源が減少しているということの根拠は何でしょうか。

〔植田室長〕

国の資源評価です。

〔小見山委員〕

年間の評価であれば3月の頭だけ見れば、漁獲量は多い可能性もあるかと思えます。

〔植田室長〕

系群全体として資源状態が悪いとされております。

〔小見山委員〕

込網では4月20日からしかトラフグを獲れませんが、（サワラについて、）釣りは自由に釣っています。4月の1日から1人20匹、30匹と釣っています。あれはそのままでもいいのでしょうか。先ほどのひき釣りの件で漁師は操業できる時間の制限があるという話だったと思えます。遊漁者がルアーで釣るのは規制しないでもいいのでしょうか。イイダコ釣りの遊漁の話も何も進んでいないのではないのでしょうか。

〔植田室長〕

遊漁については、今年度に初めて遊漁船業者と底曳き網漁業者の意見交換の場を設けたところです。そこでは前向きな話もできましたので、今後も続けていき、今年の夏中に何か取組みができればと考えているところです。

〔小見山委員〕

漁業者は自主的に放流にも取り組んでいるところですが、一部の漁業者が放流に反対していると聞いたことがあります。本当にそういった実態があったのでしょうか。漁業者が放流の取組みをしようとする県からは放流するには放流する地域の同意が必要であると説明されます。もう少し漁師のこと考えないといけないのではないのでしょうか。

〔嶋野委員〕

小見山委員の方からフグの放流の件についてお話しがありましたが、引田漁協の魚類養殖漁業、主にハマチ養殖については、沖出しして養殖しているため、フグが増えると網を噛まれてしまう恐れがあるということで、東讃地区の同意を得てから放流していただきたいと中讃地区に申し入れた経緯がございます。この件は与島の岩中組合長にも理解いただき、東讃地区も同意しているところです。極端に増えてきた場合の懸念からそのような対応をしたわけですが、現状は資源が枯渇している状況です。宮城県では増えているという話もございますので、海の生態系が変わってきているのだと思えます。県に回遊の状況について調べていただきたいといってもなかなか難しいと思えますが、フグの放流につきましては東讃地区も協力させていただくつもりです。

〔小見山委員〕

込網は4月20日からしか操業できないので、漁獲量が増えず、資源が減少しているように見えるのであり、試験的に4月1日から始めれば100キロ、200キロ獲れる可能性があるのではないのでしょうか。さわら流しさし網にしても国はサワラの資源が増えてきていると言われていますが今年は全然獲れていません。値段は倍ほどにはなっていますが、量は獲れていません。兵庫県にもそのまま獲らせ続けるのでしょうか。もう少し漁師のことを考えていただけないのでしょうか。タイは春になって少し増えてきました。

〔三木委員〕

小豆地区の流し網漁業者から話のあった内間の漁期の前倒しの件はどうなったのでしょうか。土庄中央の方にも早めてくれないかと話がきていました。

〔大山室長補佐〕

さわら流しさし網の前倒しの件につきましては、25日から20日にしてほしいと伺って

おりますが、東讃地区の中で同意が得られていないということで、今年度の場合は高松地区の前倒しということになっています。内間、坂手地区については今後また調整していくと聞いております。

〔三木委員〕

播磨の前倒しの際は調整に10年かかりました。その時になぜ内間も一緒にできなかったのかと歯がゆい思いでした。温暖化で漁期が早まっており、この時期に行ってももう獲れなくなっています。

〔森委員〕

小豆島の四海の方からも前倒しできないかとお願ひしましたが、庵治地区、瀬戸内地区では底びきが多いのでなかなか難しいのではないかという意見が出ました。今年はサワラは温暖化で全然獲れません。兵庫県の家島では、はなつぎ網が非常に多くでていますが、はなつぎ網の漁獲量と香川県全体の流せ網の漁獲量が同じということで、こんなひどい話があるのでしょうか。国としては兵庫県では漁獲量が増えているということで資源も増えているだろうと判断され、香川県の小田の中間育成が中止になってしまいました。兵庫県の場合はよく獲っているということで、きちんと国と協議していただけないと困ります。

〔大山室長補佐〕

サワラにつきましては、サワラ瀬戸内海系群として、TACの候補種として国の方で検討が進められているところです。香川県や関係県からまた意見をする場がありますが、どのように資源管理をしていくかは今後検討していくという状況です。

〔小見山委員〕

こんなに資源が減っているトラフグは対象となっていないのでしょうか。

〔大山室長補佐〕

トラフグについても候補種となっており、日本海・東シナ海・瀬戸内海系群ということで幅広いエリアで1つの系群となっています。宮城県については最近獲れだしたということで、国の調査もできておらず、この系群には入っていません。

〔山本委員〕

先ほどの前倒しの件で誤解を招いてはいけないのでお話しさせていただきます。男木、女木から東側、地蔵崎の前倒しの話ですが、東讃地区が反対していたとのことでしたが、東讃地区は反対しておりません。庵治の方から前倒しの話がきましたが、その前に小豆島の方が前もって同意届を持ってきました。漁業者間の協議もしていないのに同意届を持ってこられても困ります。今は協議をしているだけであり反対はしていません。ただし、さわら流せの前倒しをするのであれば、近辺でひき釣りをしている人の前倒しも検討していただきたいと言っているのです。東讃地区は反対しておりません。県が動いていないだけではないのでしょうか。さわら流せだけを前倒しして、なぜ釣りだけ放っておかれるのかと、平等にしてほしいと言っているだけであります。

〔北野委員〕

どちらにせよ今年はまだ間に合わなかったもので、温暖化はみんな分かっているのだから、来年度に向け、全地区統一で20日からなら20日からということで、海区委員会で諮っていただけないでしょうか。

〔柏山課長〕

漁期の変更につきましては、基本は漁協でとりまとめていただいて、ブロックで意見を集約いただき、各ブロックからの御意見をお聞きしながら進めたいと考えています。まずはブロックの中で意見集約していただければと思います。地元での協議を踏まえながら我々もお話を聞いていきたいと思っています。

〔嶋野委員〕

東部漁連の方でさわら流せの前倒しの話が昨年出ました。庵治と高松地区では3回ほど協議を行い、庵治の底びき網の委員長、高松の流せ網の会長、宇多津の木下組合長と話をしてなんとか庵治の方（内間）の流せ網の5日間の前倒しの了解を得ました。小豆地区（坂手前）の件については、庵治の理事会では通っていましたが、東部漁連では突発的に話がでてきたということで、事前の協議無く同意願いだけを出してきたということで、その辺りは、礼は礼で尽くす必要があると考えていました。我々としても早期に前倒しができるよう努力はすると山本委員にお伝えし、今のところ県の方も単協、地区のブロックでまずは意見をまとめていただきたいという話もございますので、今後、流せ網の許可の前倒しについては、まずは段階的にやっていくしかないかと考えております。東部漁連の総会等々ありますので、そこで話を進め、県の方に要望していただければいいのではないのでしょうか。我々の思いも県に理解していただけて進めていただければと思います。

〔北尾会長〕

ほか、ご意見ございますか。

〔植田室長〕

もう1点、漁業権の話ですが、昨年鴨庄地区のアオノリについて、6月末を過ぎて漁具が設置されていたということがありました。アオノリについては6月末までとなっております。今回、先ほど諮問した一斉切替えについては7月末までとなっておりますが、今年についてはまだ切り替わっておりませんので6月末までとなっております。今年については6月末までに漁具を撤去するよう、ご注意ください。

〔山本委員〕

鴨庄の猿子島は漁業権がないと思うのですが、ここの取扱いはどのようにしているのでしょうか。当時ここはナマコを育てる海域にしないかということで漁業権がなくなったはずですが、資料では色がついており、漁業権があるようになっているのではないのでしょうか。庵治の漁業権を持っている漁業者もここは入れないようになっています。

〔赤井副主幹〕

総合連絡図の色の話につきましては、あくまでイメージ図ということで色を塗っております。詳細な漁業図についてはもう一つの資料をご覧くださいと思います。

〔柏山課長〕

この場所については、漁業権を設定した上で、鴨庄漁協さんがナマコを放流する場所なので獲らないで、増殖する場所として活用とするとして漁業権を設定しております。たしかに下の土地には番地があります。番地の上に水面があるという状況かと思えます。

〔北尾会長〕

詳細はまた後程、協議いただければと思います。その他ございませんか。

〔森委員〕

以前、私の組合の底曳き業者から、風ノ子沖の底曳き網禁止区域について、事故が多いということで、500mほど陸側にずらしてほしいという要望あり、関係者を連れて県庁で相談をさせていただきました。その時、いろいろ話をしましたが、結論として「禁止区域については国が資源保護のために設定したものだから、それを変えるのは難しい」ということになりました。それから、この件について、小豆底曳き協議会、小豆の組合長の同意書を揃えて、再度相談しましたが、「禁止区域について内海地区の変更を認めたとということになれば、県全体から要望があがり収拾がつかなくなる」ということでした。やはり変更は難しいのでしょうか。

〔植田室長〕

禁止区域については、資源保護のため設定されており、昭和26年の調整規則設定当時から、変更していません。今回、変更したい理由が、「事故が多い」ということですが、今より漁船が多かった当時から同じ設定で現在に至っており、事故が多いというのは他の原因があると思われれます。禁止区域は通ったらいけないということではないので、変更が必要な理由にはなりません。

〔森委員〕

四海漁協の一田組合長に意見を聞いた際、組合長から「私も以前、組合内で禁止区域の変更の要望があり、県に相談したが、難しいという結論になった。」と聞いた。禁止区域に関する要望があった場合、私も底曳き業者にははっきり言うが、県からもダメなことは、ダメとはっきり言っていただければと思う。

〔北尾会長〕

県はそのように対応願います。その他ございませんか。

〔事務局(湯谷主任)〕

次回については公聴会がございます。時期については6月下旬になるかと思いますがまた日程調整をさせていただきます。

〔北尾会長〕

次回6月下旬に公聴会ということでありますのでよろしくお願いいたします。

これで海区委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

〔閉 会 午前14時40分〕

上記は第395回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 山 口 豊

署名委員 山 本 浩 智